

会 議 録

会 議 名	平成 2 6 年度山陽小野田市防災会議
開 催 日 時	平成 2 7 年 2 月 2 3 日 (月) 午後 2 時 0 0 分から 午後 3 時 0 0 分まで
開 催 場 所	山陽小野田市文化会館 小ホール
出 席 者	山陽小野田市防災会議会長 (市長 白井博文) 山陽小野田市防災会議委員 2 8 名 (福山二也委員、市坪義和委員、山根賢造委員、藤岡達夫委員、 宮崎俊彦委員代理、藤本拓男委員、川崎博功委員、石田明委員、 福田真也委員代理、浦崎光雄委員代理、中村聡委員、川上賢誠 委員、佐村良文委員、小野信委員、吉藤康彦委員、岩佐謙三委 員、江澤正思委員、杉野嘉裕委員、磯村軍治委員、半情義夫委 員代理、隅中英明委員、永安憲司委員代理、河村芳高委員、原 田茂樹委員代理、渡部良太委員、高橋茂委員代理、久保多都子 委員、長谷川久子委員)
委 員 欠 席 者	6 名
事 務 局	総務部総務課危機管理室 大田総務部次長兼総務課長、大下総務課危機管理室長、乾主任、 藤永主任主事
会 議 次 第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 審議事項 山陽小野田市地域防災計画の修正について (2) その他 平成 2 6 年度山陽小野田市総合防災訓練の実施について 4 閉会

<p>1 開会 ≪事務局≫</p>	<p>只今から、平成26年度山陽小野田市防災会議を開催いたします。</p> <p>この防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づいて制定された山陽小野田市防災会議条例により、地域防災計画の作成、修正及び計画実施の推進等を所掌事務としており、市長が会長となり、市、県、国の防災担当部局やライフライン各社を始めとする公共企業などの防災関係機関の職員及び市内の自主防災組織等に関係する方で構成されています。</p> <p>このたび、災害対策基本法の改正等を受け、山陽小野田市地域防災計画の修正を実施するにあたり、委員の皆様にお集まりいただきました。</p> <p>それでは、開催にあたり、山陽小野田市防災会議会長である山陽小野田市長白井博文が御挨拶申し上げます。</p>
<p>2 会長あいさつ ≪会長≫</p>	<p>みなさんこんにちは。何かとお忙しい時期にもかかわらず、こうしてたくさんの方が御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、平素から市民の安心安全にそれぞれの立場で御尽力いただいておりますことに対し深く敬意を表したいと思います。</p> <p>ご存知のとおり、私たちの住む日本は、災害列島と最近言われております。一昨年の伊豆大島での土砂災害の記憶が薄れる間もなく、昨年8月には広島市で大規模な土砂災害が発生し、多くの尊い命が犠牲となりました。</p> <p>本市におきましては、平成22年7月、もう5年近く経ちますが、厚狭川の氾濫による大きな被害を受けて以降、幸い大きな災害に直面することなく、今日を迎えております。</p> <p>しかし、災害は、いつ・どこで発生してもおかしくないといった気象状況になっておりまして、市民の生命・財産を守るため、迅速、的確に災害への対応ができるように備えておくことが、市</p>

の基本的な責務であると考えておりますし、そのためには、今日御出席の皆様方の関係機関との連携・協力が不可欠であると認識しております。

本日の防災会議では、平成25年5月に改訂されました『山陽小野田市地域防災計画』の修正について御審議いただく予定にしております。

東日本大震災以降の大規模災害を受けまして、避難場所を災害別に指定することが義務付けられました。また、避難の考え方が変更されてまいりました。そうしたことで、災害対策基本法も大きく改正されております。

昨年3月に、県によりまして、四国沖の南海トラフ巨大地震に係る被害の予測が公表されまして、山陽小野田市の被害想定もだいたい明らかになりましたので、この2点を中心とした修正について御審議いただくこととなっております。

すべての災害に対して想定をすることは非常に難しいところではありますが、皆様の忌憚のないご意見を受け賜りながら進めてまいりたいと考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

《事務局》

ありがとうございました。

それでは、本市の防災会議に初めてご出席される方もおられますので、各自自己紹介をお願いいたします。

順番は、市長から向かって右側の方からお願いいたします。

《委員自己紹介》

《事務局》

ありがとうございました。

それでは只今から議事に入らせていただきます。山陽小野田市防災会議条例に基づき、議長は会長が務めることになっておりますので、会長には今後の司会進行をお願いいたします。

3 議事

(1) 審議事項

《会長》

会長であります私が議事を進めさせていただきます。

審議に入ります。

審議事項にあります山陽小野田市地域防災計画の修正について、まず事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

《事務局》

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。山陽小野田市防災会議出席者名簿及び山陽小野田市防災会議座席表、平成26年度山陽小野田市防災会議本資料、続きまして、別添1「山陽小野田市指定緊急避難場所・指定避難所一覧(案)」、別添2「山陽小野田市津波浸水想定」、別添3「山陽小野田市地域防災計画新旧対照表(案)」、別添4「パワーポイント資料」です。

以上が事前に配布させていただきました本日の資料一式となります。

それでは、審議事項についてご説明いたします。

本市では、平成25年5月に地域防災計画の修正を行っておりますが、その後東日本大震災を受け、災害対策基本法が大きく改正され、また、山口県において南海トラフ巨大地震に係る津波の浸水想定及び被害想定が発表されました。そのため、これらの内容を計画に取り入れるため、地域防災計画の修正を行うことになりました。

それでは、山陽小野田市地域防災計画の修正についてご説明いたします。配布させていただいております資料とパワーポイントに沿って主な修正内容をご説明いたします。

本資料の1ページをご覧ください。

まず、「これまでの防災に関する国、県、本市の動き」についてご説明いたします。

平成25年5月に、国の中央防災会議において、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる被害想定・対策などの

最終報告の公表がされました。

同年6月に、円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善などを柱とした災害対策基本法の改正がされております。

同年11月に、対象を東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大し、また、人命を守ることを最優先に考え、津波避難対策の充実・強化を図るため、「東南海・南海地震対策特別措置法」が「南海トラフ地震対策特別措置法」に改正がされております。

同年12月に、山口県地震・津波防災対策検討委員会により「瀬戸内海沿岸の津波浸水想定結果」の公表がされております。

翌年になりますが、平成26年3月には、内閣総理大臣により南海トラフ地震防災対策推進地域の指定がされ、山口県では、本市を含む瀬戸内海沿岸の15市町が推進地域に指定されております。その指定基準は震度6弱以上が見込まれる地域、若しくは津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域とされております。

同じく3月に、山口県地震・津波防災対策検討委員会により「南海トラフ巨大地震の被害想定調査結果」も公表されております。

これを受けて、6月に災害対策基本法関係、地震・津波対策関係などを中心に山口県地域防災計画の修正がされております。

同じく9月に、本市が南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けたことに伴い、本市の地域防災計画において、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定しております。

なお、津波ハザードマップにつきましては、現在、作成作業中であります。

同じく11月には、緊急通行車両の通行確保に係る放置車両等の移動を可能とする災害対策基本法の改正がなされております。

以上がこれまでの防災に関する国、県、本市の動きであります。

続きまして、2ページをご覧ください。

「災害対策基本法改正に伴う主な修正内容」について詳細をご説明いたします。

まず、(1) 地区防災計画関係についてご説明いたします。

地区居住者等の自発的な防災活動を推進するため、市防災会議が必要と認める場合には、地区居住者等が提案した地区防災計画を市の地域防災計画に定めることができるように追加させていただいております。なお、この地区防災計画とは、各地区の特性と想定される災害に応じ、防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区内の相互支援等を内容とする地区単位の防災活動計画を指しております。

次に、(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所関係についてご説明いたします。

従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなったことから、市民などが災害の危険から緊急に避難する際の避難先である「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在する場としての避難所である「指定避難所」を区分して指定することが義務付けられました。

その指定基準としては、指定緊急避難場所については、速やかに避難場所が開設される管理体制が整備されていること、災害類型ごとに、その災害が発生するおそれがない区域に立地していること又は安全な構造を有していることが条件となります。指定避難所については、被災者を受け入れるため必要かつ適切な規模を有していること、速やかに被災者を受入れ、物資の配布が可能な構造・設備を有していることや、物資の輸送が容易であることが条件となります。

これに加え、指定緊急避難場所については、災害類型ごとにその災害が発生するおそれがない区域に立地していることや安全な構造を有していることが条件となることから、災害に適する指定緊急避難場所、適さない指定緊急避難場所、あるいは状況に応じて適するか適さないか検討する指定緊急避難場所を指定することが義務付けられました。それをわかりやすく表にまとめた別添1「山陽小野田市 指定緊急避難場所・指定避難所一覧(案)」を作成しておりますので、この一覧表について若干ご説明いたしま

す。

現在、本市には指定緊急避難場所及び指定避難所が58ありますが、名称の右隣の欄になります。被災者が一定期間滞在する場となる指定避難所には、指定避難所の欄に○印を記載しております。

続きまして、その右隣の指定緊急避難場所については、高潮、洪水、土砂災害、地震、津波、大規模な火事の災害類型ごとに適する指定緊急避難場所を○、適さない指定緊急避難場所を×とし、災害が発生するおそれがある区域に立地しているものの2階以上が利用できるなど、施設が安全な構造を有していることから、災害の状況に応じて適するか適さないか検討する指定緊急避難場所を△として表しております。

なお、この指定緊急避難場所及び指定避難所については、今後、市広報やホームページなどで、避難の際、市民の方々が混乱することがないように、わかりやすく周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3) 要配慮者、避難行動要支援者名簿関係についてご説明いたします。平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」とされ、国が従来の「災害時要援護者」から「要配慮者」へ呼称を統一したことに伴い、本市の計画も「災害時要援護者」から「要配慮者」へと用語の統一を行っております。

また、要配慮者のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市が「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられました。

なお、この「避難行動要支援者名簿」の作成にあたっては、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する「避難行動要支援者の範囲」の要件を設定することが必要とされているから、その範囲については、要配慮

者の避難能力の有無があるかどうか、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において重点的・優先的支援が必要と認める者を支援対象に加えるなど、本市においては、近隣市の状況も考慮し、3ページにあります1の「要介護認定3～5の認定を受けている者」から10の「上記のほか災害発生時に支援が必要と認める者」を「避難行動要支援者」の範囲と設定しております。

また、名簿に掲載する事項については、災害対策基本法第49条の10第2項に規定されており、1の「住所」から7の「上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項」を「避難行動要支援者名簿」に記載することになっております。

次に、(4) 屋内での待避等の安全確保についてご説明いたします。避難所に移動することにより、かえって危険が生ずる場合は、市が対象地域の市民等に対して「屋内での待避等による安全確保措置」を指示することができることを追加させていただいております。

従来の避難所への避難だけではなく、家屋内に留まって安全を確保することも避難行動の一つとされていますので、一昨年の伊豆大島、あるいは昨年の広島市の土砂災害の教訓から、避難所などの安全な場所への避難、いわゆる水平避難が困難な時は、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも困難な場合は、家の中のより安全な場所に避難する垂直避難も命を守るための大切な行動であるということを現在も周知に努めていますが、今後も徹底した周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(5) 国、県からの助言についてご説明いたします。市が避難勧告等を発令する際に、その対象地域、判断時期等について、気象台はじめ国の機関や県に対し、専門的知見に基づき、可能な範囲で助言を求めることができることを追加させていただいております。

次に、(6) 安否情報の提供についてご説明いたします。市及び県が、被災者の安否に係る情報について被災者の親族などから照会があったときに回答することができることを追加させていただいております。例えば、被災者と同居の親族からの照会であれば、被災者がいらっしゃる場所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先等、その他の親族、被災者が在席する職場・学校等の関係者からの照会であれば、被災者の負傷又は疾病の状況、知人等からの照会であれば、保有する安否情報の有無などを回答することになります。

次に、(7) 被災者台帳の作成についてご説明いたします。市が、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認める場合に、被災者の援護を実施するための基礎となる「被災者台帳」を作成できることを追加しております。

なお、被災者台帳とは、被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約したものであります。

以上が、主な修正内容である災害対策基本法改正に伴う本市の地域防災計画の修正であります。

続きまして、5ページをご覧ください。

「南海トラフ地震防災対策」についてご説明いたします。

平成25年12月に山口県地震・津波防災対策検討委員会から公表された津波浸水想定結果等を踏まえ、同検討委員会において、平成26年3月に山口県内の被害想定調査結果も公表されております。

この公表結果を踏まえ、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、それに伴い「南海トラフ地震防災対策推進計画」の作成が義務付けられたため、その作成を行ったところであります。

ここで、南海トラフ地震について簡単であります。ご説明させていただきます。

南海トラフ地震は、駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレ

ート境界で、歴史的に概ね100年から150年間隔で海溝型の巨大地震が発生しているため、近い将来に発生する可能性が懸念されており、その震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれています。過去、3地震が個別に、又は2地震あるいは3地震が同時に発生しております。

また、今後の発生確率は、2014年1月1日時点の国の地震調査研究推進本部の評価によると、マグネチュード8から9クラスの地震が10年以内に20パーセント程度、30年以内に70パーセント程度、50年以内に90パーセント程度と見込まれています。

次に、本市の津波浸水想定結果についてご説明いたします。具体的な浸水が見込まれる地域は、別添2「山陽小野田市津波浸水想定」になります。

本市は干拓地が比較的広く、主に、別添2の1ページの埴生・津布田地区の沿岸、2ページの厚狭川河口周辺の厚陽地区及び高泊地区の沿岸、4ページの有帆川以北の高泊地区及び高千帆地区の沿岸など、海拔が概ね4メートル以下の干拓地を中心に浸水することが見込まれております。

次に、本市の被害想定についてご説明いたします。本資料の5ページの中ほどに戻ってご説明いたします。

まず、被害想定の設定・推計方法は、科学的に想定し得る最大規模の地震・津波としてマグニチュード9クラスの地震を設定がされ、人的・建物被害は、一番目として多くの人々が就寝中で、人的被害が最大となる冬の深夜、二番目として自宅以外の場所で被災する人が多く、観光客が沿岸部などにいる夏の昼12時、三番目として火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる冬の夕方18時の3ケースで想定がされております。

津波の被害については、「満潮時に発生」し「堤防は機能しない」条件で想定がされております。

最高津波水位は、小野田港で東京湾平均海面プラス3.4m、埴生港で東京湾平均海面プラス3.7mであります。最高津波水

位の最短到達時間は、245分（4時間5分）で、浸水深1cm以上の最大浸水面積は830ha、最大震度5弱が想定されています。

また、人的被害として、死者数77名、負傷者数3名、建物被害として、全壊・焼失棟数746棟、半壊棟数3,099棟、発災直後の避難者数11,962名、経済被害額約921億円にのぼるとされています。

次に、防災・減災対策による被害軽減についてご説明いたします。

津波からの早期避難による被害軽減という観点から、早期避難率を100パーセント、つまり市民の方、全員が地震発生後すぐに避難を開始したならば、津波による死者が全く出ないという予測がされております。

次に、こうした予測に基づき、津波から市民を守るための今後の取組と課題についてご説明します。

まず、現在作成作業中であります津波ハザードマップによる危険箇所の周知ということが挙げられます。特に津波浸水想定区域内に居住する市民の方々に、津波によって浸水が見込まれる環境にあるということを、常日頃から意識していただく必要がありますので、徹底した周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災の様々な教訓から、迅速な避難行動により、津波から身を守ることは充分可能であることから、私ども防災担当職員が自治会などに出向いて行う「出前講座」や、本市では自治会単位あるいは各小学校区単位で、防災訓練など地域での防災活動が活発に行われておりますが、そのような場で、津波災害に対しては、迅速な判断や早い段階での避難が生死を左右することや、平常時からの訓練を通じて、自分の身は自分で守らなければならないという「自助」、あるいは地域の特性を互いに共有し、地域の方々が助け合う「共助」が非常に大切であるという更なる啓発が必要であると考えております。

次に、これも市の重要な責務の一つではありますが、津波浸水想定区域内に居住する市民の方々や沿岸部に立地する企業の従業員の方々に、情報を迅速かつ正確に伝達する体制の整備を図ることが今後の課題であります。

続きまして、6ページをご覧ください。

「主な修正内容」について、まとめをご説明いたします。

本市では、平成25年5月に山陽小野田市地域防災計画の修正を行っておりますが、今回の地域防災計画の修正は、一つ目として、平成25年、26年の災害対策基本法改正に伴う修正、二つ目として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定による地震・津波対策による修正、三つ目として、先般ご回答いただきました各機関から提出された修正案に伴う修正、災害救助法改正に伴う修正、水防法改正に伴う修正、気象庁の特別警報運用開始に係る修正、山口県地域防災計画修正に係る修正、市の組織再編に伴う修正などであります。

これらの内容を計画に取り入れるため、地域防災計画の修正を行いました。

なお、地域防災計画の修正箇所については、別添3「山陽小野田市地域防災計画新旧対照表（案）」の朱書きの部分が修正箇所となります。

大変長くなりまして申し訳ありませんが、以上で審議事項のご説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

◆質疑

《会長》

地域防災計画の修正について、全く同じ作業をどこの市もやっているというふうな感じだと思うのですが、事務局、それでいいですか。

《事務局》

まず、県において、昨年6月に災害対策基本法改正等に伴い、

	<p>地域防災計画の修正を行われております。</p>
<p>《会長》</p>	<p>完全に連動させているのですか。それとも他の市と違う特徴はありますか。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>本市の場合は、県と連動させております。</p> <p>津波の浸水想定等については他の市町によって違いますが、それ以外の箇所については、県が修正されたものに基づいて修正させていただきます。</p>
<p>《会長》</p>	<p>南海トラフの方ですが、県により被害想定調査結果が公表されましたが、そのとおりに市地域防災計画についても調整させていただきました、ということでしょうか。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>《会長》</p>	<p>6 ページの一番下の「その他の修正」の中の、各機関から提出された修正案に伴う修正とありますが、各機関というのは。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>防災会議の委員が所属されている機関に事前に照会させていただき、ご回答いただいたものについて、修正に加えております。</p>
<p>《会長》</p>	<p>特別警報の運用開始に係る修正は、どこの市町も同じですか。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>平成25年8月に、警報のワンランク上として、特別警報の運用が開始されております。それに伴い、本市の計画も修正させていただきました。どちらの市町も修正されていると思います。</p>
<p>《会長》</p>	<p>組織再編に伴う修正とはどういったものですか。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>例えば、産業振興部と建設部が二つになりましたが、そういった修正をさせていただきました。</p>
<p>《会長》</p>	<p>では、何かご質問やご意見がありましたら、おっしゃって下さい。</p> <p>《質問、意見なし》</p>

<p>《会長》</p>	<p>では、地域防災計画の修正につきましては、原案どおりでよろしいでしょうか。それでは、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>(2) その他</p> <p>《会長》</p>	<p>次に、平成26年度山陽小野田市総合防災訓練の実施について、事務局から説明してください。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>続きまして、その他に移らせていただきます。平成26年度山陽小野田市総合防災訓練の実施についてご報告申し上げます。本資料の7ページをご覧ください。</p> <p>平成26年度の本市の総合防災訓練は、平成26年10月31日（金）13時30分から17時15分まで実施いたしました。実施場所は、市役所3階大会議室で行っております。</p> <p>次に訓練実施の目的ですが、災害対策本部、各対策部の意思決定などの状況判断、初動対応の強化及び防災関係機関との連携強化を目的といたしました。</p> <p>次に訓練内容は、台風接近に伴う高潮及び局地的豪雨による土砂災害の発生を想定し、連続的に被害状況等がカードで付与されるブラインド方式の机上シミュレーション訓練を行い、災害対策本部、各対策部及び防災関係機関の訓練参加者は、与えられた状況から最悪を想定して災害対応を検討し、また膨大な情報から必要な情報を整理し、意思決定をする訓練を実施いたしました。</p> <p>なお、訓練参加者は、市関係者87名で、訓練アドバイザーとして陸上自衛隊、海上自衛隊、山陽小野田市社会福祉協議会に来ていただいております。</p> <p>また、参観者は21名でありました。</p> <p>最後になりますが、アドバイザーからは、被災地に支援に向かうためには、道路の迅速かつ正確な状況把握が重要というアドバイスをいただきました。また、災害時の情報収集の協力についても説明があり、訓練を実施することで、関係機関の連携を深めることができるため、今後も総合防災訓練を継続していくことが大</p>

	<p>切であるとの評価をいただいております。</p> <p>《会長》 《事務局》 事務局側からの総括的な評価はどうか。</p> <p>24年度から3年間机上シミュレーション訓練を実施しております。3回目でしたので、職員は、与えられた状況からよく対応を考えていたと思います。確実に上達していると思います。</p> <p>《会長》 《杉野委員》 宇部・山陽小野田消防局の局長はいかがでしたか。</p> <p>初めて机上訓練を実施した時と比べ、スムーズに処理できていたように思えます。</p> <p>よくやれていたと思います。</p> <p>《会長》 《事務局》 平成27年度の訓練予定はどうなっていますか。</p> <p>3年間机上訓練を実施し、一区切りついたということで、平成27年度はグラウンドで実施する実働訓練に戻したいと考えています。</p> <p>なお、訓練は、市民も参加する訓練にしたいと考えています。</p> <p>《会長》 他に何かご意見はありませんか。</p> <p>では、せっかくの機会ですので、防災全般について何かご指導いただける点はないでしょうか。</p> <p>《山根委員》 私たちも机上訓練を実施していますが、問題は情報共有と指揮系統と思います。宇部の出張所以外に県内に同様の出張所が6箇所あります。また、河川、ダム的事务所、防府の本所がありますが、パトロールの結果を時系列で分かるシステムを使っています。出張所に来られる便があれば、システムをお見せすることができるので、紹介します。</p> <p>《会長》 最初におっしゃった情報の共有と指揮系統が大切であるということは、ぜひ参考にさせていただきます。</p>
--	--

<p>《市坪委員》</p>	<p>地域防災計画については、今後も更新を続け良いものにしていただければと思います。</p> <p>また、関係機関の連携が一番大切と思います。東日本大震災では、まず人の命の救助を実施し、次に物損、流出した物の啓開・排除をし、復興のために協力して働いたという記憶があるので、今後も引き続きこのような場を設けていただき、お互い連携していきたいと思います。</p>
<p>《会長》</p>	<p>有益なご指摘ありがとうございました。</p> <p>こうした防災計画の内容を日頃から市民の皆さんに伝えていき、いざというときに備えるということが必要と思います。</p>
<p>《磯村委員》</p>	<p>2週間前に須恵小学校で実施された防災訓練で、避難場所が須恵小学校でいいのかという意見があったがどうでしょうか。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>須恵小学校については、高潮は台風の勢力によって状況が変わってくるので△とさせていただいており、その他の災害については、開設することとしています。津波については、山陽小野田市では約4時間の時間が与えられているので、避難所は使用できますが、場合によっては、より高いところに逃げることも一つの策と考えています。</p>
<p>《会長》</p>	<p>危機管理室の仕事は地域を回ることも大切であると改めて感じました。業務の参考にしてください。</p> <p>みなさん、よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして平成26年度山陽小野田市防災会議を終了します。どうもありがとうございました。</p>
<p>4 閉会</p>	